

令和7年第1回美浜町議会定例会議案

令和7年3月3日提出

目 次

報告第 2 号	専決処分事項の報告について	・ ・ ・	1
報告第 3 号	専決処分事項の報告について	・ ・ ・	3
同意第 1 号	美浜町監査委員の選任について	・ ・ ・	5
同意第 2 号	美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について	・ ・ ・	6
議案第 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	・ ・ ・	7
議案第 9 号	美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について	・ ・ ・	15
議案第 10 号	美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例について	・ ・ ・	23
議案第 11 号	美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	・ ・ ・	34
議案第 12 号	美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	94
議案第 13 号	美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	96
議案第 14 号	美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	98
議案第 15 号	美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	100
議案第 16 号	美浜町消防団条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	106
議案第 17 号	美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	108
議案第 18 号	美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	115
議案第 19 号	美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	117
議案第 20 号	美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例について	・ ・ ・	119
議案第 21 号	美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	・ ・ ・	139
議案第 22 号	美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	・ ・ ・	143
議案第 23 号	町道路線の廃止及び認定について	・ ・ ・	145
議案第 24 号	令和6年度美浜町一般会計補正予算（第5号）	・ ・ ・	別添
議案第 25 号	令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	・ ・ ・	別添
議案第 26 号	令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	・ ・ ・	別添
議案第 27 号	令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）	・ ・ ・	別添
議案第 28 号	令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）	・ ・ ・	別添
議案第 29 号	令和7年度美浜町一般会計予算	・ ・ ・	別添
議案第 30 号	令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算	・ ・ ・	別添
議案第 31 号	令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算	・ ・ ・	別添
議案第 32 号	令和7年度美浜町介護保険特別会計予算	・ ・ ・	別添
議案第 33 号	令和7年度美浜町土地取得特別会計予算	・ ・ ・	別添
議案第 34 号	令和7年度美浜町水道事業会計予算	・ ・ ・	別添
議案第 35 号	令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算	・ ・ ・	別添

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 27 日

美浜町長 八 谷 充 則

損害賠償の額及び和解について

- 1 事故発生日時 令和 6 年 11 月 26 日
- 2 事故発生場所 美浜町大字河和字北田面 89 番地 1
(美浜町役場駐車場)

3 事故の概要

強風により駐車場のフェンスに固定していた看板が外れ、付近に駐車
されていた私有車に接触し損傷した。

4 損害賠償の額及び和解内容

当 事 者	美 浜 町	相 手 方
査 定 損 害 額	0 円	155,844 円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 金 額	155,844 円	—

和解の内容

美浜町が相手方に対し、本件事故による車の修理代金及び代車費用を
全額負担するものとする。

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月21日

美浜町長 八 谷 充 則

損害賠償の額及び和解について

1 事故発生日時 令和6年12月7日 午後2時00分頃

2 事故発生場所 長久手市茨ヶ廻間1533番1

愛・地球博記念公園モリコロパーク 大芝生広場

3 事故の概要

事故発生当日、愛知駅伝に係る愛知ふるさと市への出展として海音貝(うんね)チャウダーを調理・販売していたところ、大型炊き出し器の輻射熱により会場の人工芝の一部を損傷させた。

4 損害賠償の額及び和解の内容

賠償金額 金132,000円

和解の内容

美浜町は、相手方に対し、本事故に関する損害賠償金(過失割合100%)を支払うものとする。(本事故による人工芝の修理費を全額負担するものとする。)

同意第 1 号

美浜町監査委員の選任について

美浜町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

住 所	美浜町大字河和
氏 名	山田 正敏
生 年	昭和 48 年生

提案理由

この案を提出するのは、識見を有する者の監査委員笹本正二氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日で満了になるからである。

同意第 2 号

美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

美浜町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

住 所	美浜町大字小野浦
氏 名	本多 孝行
生 年	昭和 32 年生

提案理由

この案を提出するのは、美浜町固定資産評価審査委員会委員本多孝行氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日で満了になるからである。

議案第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第
6 7 号)の公布に伴い、該当条例を改正する必要があるからである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年美浜町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (美浜町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 〔略〕 4 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処す	附 則 (美浜町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 〔略〕 4 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

る。	
5・6 〔略〕	5・6 〔略〕

(美浜町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 〔略〕 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた	(期末手当) 第20条 〔略〕 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた

職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 〔略〕 4～6 〔略〕	職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 〔略〕 4～6 〔略〕
---	---

(美浜町表彰条例の一部改正)

第3条 美浜町表彰条例(昭和40年美浜町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(資格の喪失) 第8条 被表彰者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) 〔略〕 2 〔略〕	(資格の喪失) 第8条 被表彰者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) 〔略〕 2 〔略〕

(美浜町消防団条例の一部改正)

第4条 美浜町消防団条例(昭和41年美浜町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を<u>終わる</u>までの者 (2)・(3) 〔略〕	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を<u>終る</u>までの者 (2)・(3) 〔略〕

(美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年美浜町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 〔略〕	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 〔略〕

(美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第6条 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成22年美浜町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(改善命令) 第24条 町長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを命ずることができる。 (1)～(10) 〔略〕 (11) 前条第1項の規定による検査又は採取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	(改善命令) 第24条 町長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを命ずることができる。 (1)～(10) 〔略〕 (11) 第23条第1項の規定による検査又は採取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(罰則) 第31条 第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2・3 〔略〕	(罰則) 第31条 第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2・3 〔略〕
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

す。

議案第 9 号

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例等の一部を改正する条例について

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 6 号)の公布に伴い、該当条例を改正する必要があるからである。

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
等の一部を改正する条例

(美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年美浜町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 〔略〕	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 〔略〕

(美浜町税条例の一部改正)

第2条 美浜町税条例(昭和30年美浜町条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4) 〔略〕 (町民税の申告) 第35条の2 〔略〕 2～8 〔略〕 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4) 〔略〕 (町民税の申告) 第35条の2 〔略〕 2～8 〔略〕 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった

者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第59条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第59条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

(種別割の減免)

第80条 〔略〕

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法**第2条第16項**に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 〔略〕

3 〔略〕

(特別土地保有税の減免)

第125条の3 〔略〕

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号

(種別割の減免)

第80条 〔略〕

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法**第2条第15項**に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 〔略〕

3 〔略〕

(特別土地保有税の減免)

第125条の3 〔略〕

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号

のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第139条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)<u>又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 〔略〕	のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第139条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)<u>又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 〔略〕
--	--

(美浜町都市計画税条例の一部改正)

第3条 美浜町都市計画税条例(昭和53年美浜町条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 〔略〕	附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 〔略〕

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 10 号

美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例について

美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 63 号)の公布に伴い、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、該当条例を改正する必要があるからである。

美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例

(美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第1条 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年美浜町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>美浜町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> <u>(目的)</u> <u>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 <u>条例及び規則等(町長その他の執行機関が定める規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。)及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)</u>並びに愛知県事務処理特例条例(平成11年愛知県条例第55号)及び愛知県教育委員会事務処理特例条例(平成12年愛知県条例第18号)により町が処理することとされた	<u>美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> <u>(目的)</u> <u>第1条 この条例は、条例等の規定に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 <u>条例及び規則</u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。)並びに愛知県事務処理特例条例(平成11年愛知県条例第55号)及び愛知県教育委員会事務処理特例条例(平成12年愛知県条例第18号)により町が処理することとされた事務について規定する愛知県の条例及び愛知県の執行機関の規則をいう。

事務について規定する愛知県の条例及び愛知県の執行機関の規則をいう。

(2) 町の機関 次に掲げるものをいう。

ア 町長その他の執行機関若しくは公営企業管理者又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)～(9) 〔略〕

(10) 掲示 条例等の規定に基づき町の機関が書面等を掲示することをいう。

(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等、作成等又は掲示をいう。
(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについて

(2) 町の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される町の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))をいう。)若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

〔新設〕

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)～(9) 〔略〕

〔新設〕

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
(電子情報処理組織による申請等)

第3条 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等

は、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(町の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料

の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(町の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

〔新設〕

及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

[新設]

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(町の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにお

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、町の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

〔新設〕

いて同じ。)』とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等~~等~~で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等~~等~~で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則~~等~~で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、町の機関は、当該作成等に関する他の条例等

をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(自動公衆送信等による揭示)

第7条 揭示については、当該揭示に関する他の条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条において同じ。)により公衆の閲覧に供することができる。

(適用除外)

第8条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規

の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

[新設]

[新設]

定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等、作成等及び掲示のうち当該縦覧等、作成等又は掲示に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項、第6条第1項又は前条の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第5条から前条までの規定

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

[新設]

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第7条 町長は、毎年度、町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(美浜町公告式条例の一部改正)

第2条 美浜町公告式条例(平成15年美浜町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(条例の公布) 第2条 〔略〕 2 条例の公布は、<u>次に掲げる方法により</u>行う。 (1) <u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>による方法 (2) <u>町役場前掲示場に掲示する方法</u>	(条例の公布) 第2条 〔略〕 2 条例の公布は、<u>町役場前掲示場に掲示して</u>行う。 〔新設〕 〔新設〕

(美浜町都市公園条例の一部改正)

第3条 美浜町都市公園条例(平成4年美浜町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(工作物等を保管した場合の公示事項等) 第12条 〔略〕 2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなけ	(工作物等を保管した場合の公示事項等) 第12条 〔略〕 2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなけ

ればならない。 (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、美浜町公告式条例(平成15年美浜町条例第17号)第2条第2項<u>の規定の例により行う</u>こと。 (2) 〔略〕 3 〔略〕	ればならない。 (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、美浜町公告式条例(平成15年美浜町条例第17号)第2条第2項<u>に規定する掲示場に掲示する</u>こと。 (2) 〔略〕 3 〔略〕
--	---

(美浜町監査委員に関する条例の一部改正)

第4条 美浜町監査委員に関する条例(昭和39年美浜町条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公表) 第9条 監査委員の行う公表は美浜町公告式条例(平成15年美浜町条例第17号)第2条第2項<u>の規定の例により</u>行う。	(公表) 第9条 監査委員の行う公表は美浜町公告式条例(平成15年美浜町条例第17号)第2条第2項<u>に規定する掲示場に掲示して</u>行う。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(美浜町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。 2～4 〔略〕 (初任給、昇給、昇格等の基準) 第6条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。	(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。 2～4 〔略〕 (初任給、昇給、昇格等の基準) 第6条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(<u>行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町長が規則で定める職員にあっては、3号給</u>)と

5 次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(町長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で町長が規則で定めるもの)を超える職員

(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町長が規則で定める職員

6～8 〔略〕

(扶養手当)

第12条 〔略〕

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

〔削る〕

(1) 〔略〕

(2) 〔略〕

することを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 満55歳(町長が規則で定める職員にあっては、満56歳以上の年齢で町長が規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

6～8 〔略〕

(扶養手当)

第12条 〔略〕

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

〔削る〕

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 身体又は精神に著しい障害がある者で規則で定めるもの

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行(1)8級職員」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

〔新設〕

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は、職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合については、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる用件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に

達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(地域手当)

第13条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 〔略〕

(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(町が設置する公舎その他町長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要が

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)8級職員が行(1)8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員以外のものが行(1)8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

〔新設〕

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 〔略〕

(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(町が設置する公舎その他町長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるもの

あると認められるものとして町長が規則で定めるもの

2・3 〔略〕

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第2項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

2・3 〔略〕

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第2項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か

(2) 〔略〕

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 〔略〕

5 〔略〕

6 〔略〕

7 〔略〕

月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 〔略〕

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

〔新設〕

3 〔略〕

4 〔略〕

5 〔略〕

6 〔略〕

(単身赴任手当)

第15条の2 〔略〕

2 〔略〕

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 〔略〕

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定における職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

(単身赴任手当)

第15条の2 〔略〕

2 〔略〕

- 3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他町長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 〔略〕

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定における職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して町長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において町長が規則で定める額

(2) 〔略〕

4 〔略〕

(期末手当)

第20条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において町長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して町長が規則で定める勤務をした職員にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 〔略〕

4 〔略〕

(期末手当)

第20条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、

同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して、町長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 〔略〕

(勤勉手当)

第21条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当

同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職員の職制上の段階、職務の級等を考慮して、町長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 〔略〕

(勤勉手当)

第21条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当

該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の50を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 〔略〕

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに町長が規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4・5 〔略〕

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び町長が規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第24条 〔略〕

- 2 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び第26条において同じ。))による負傷を除く。))若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。))に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 〔略〕

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の2 第6条、第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(休職者の給与)

第26条 〔略〕

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100

(給与の減額)

第24条 〔略〕

- 2 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び第26条において同じ。))による負傷を除く。))若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。))に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 〔略〕

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の2 第6条及び第11条から第14条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(休職者の給与)

第26条 〔略〕

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支

分の80を支給することができる。

- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5～7 〔略〕

（雑則）

第29条 給料、管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は町長が規則で定める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職員 の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500

給することができる。

- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5～7 〔略〕

（雑則）

第29条 給料、管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は町長が規則で定める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職員 の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5		188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800

短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	

短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800

<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	

<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	

<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>
<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>
<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>

<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	
<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	
<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	

<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>			
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>			
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>			
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>			
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>			
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>			
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>			
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>			

<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>
<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>
<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>
<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	

<u>94</u>	<u>299,400</u>	<u>348,800</u>						<u>94</u>	<u>299,400</u>	<u>347,400</u>					
<u>95</u>	<u>299,700</u>	<u>349,200</u>						<u>95</u>	<u>299,700</u>	<u>347,800</u>					
<u>96</u>	<u>300,100</u>	<u>349,500</u>						<u>96</u>	<u>300,100</u>	<u>348,200</u>					
<u>97</u>	<u>300,300</u>	<u>349,800</u>						<u>97</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>					
<u>98</u>	<u>300,600</u>	<u>350,200</u>						<u>98</u>	<u>300,600</u>	<u>348,800</u>					
<u>99</u>	<u>301,000</u>	<u>350,600</u>						<u>99</u>	<u>301,000</u>	<u>349,200</u>					
<u>100</u>	<u>301,400</u>	<u>351,000</u>						<u>100</u>	<u>301,400</u>	<u>349,500</u>					
<u>101</u>	<u>301,600</u>	<u>351,500</u>						<u>101</u>	<u>301,600</u>	<u>349,800</u>					
<u>102</u>	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>						<u>102</u>	<u>301,900</u>	<u>350,200</u>					
<u>103</u>	<u>302,200</u>	<u>352,300</u>						<u>103</u>	<u>302,200</u>	<u>350,600</u>					
<u>104</u>	<u>302,500</u>	<u>352,700</u>						<u>104</u>	<u>302,500</u>	<u>351,000</u>					
<u>105</u>	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>						<u>105</u>	<u>302,700</u>	<u>351,500</u>					
<u>106</u>	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>						<u>106</u>	<u>303,000</u>	<u>351,900</u>					
<u>107</u>	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>						<u>107</u>	<u>303,300</u>	<u>352,300</u>					
<u>108</u>	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>						<u>108</u>	<u>303,600</u>	<u>352,700</u>					
<u>109</u>	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>						<u>109</u>	<u>303,800</u>	<u>353,200</u>					
<u>110</u>	<u>304,200</u>							<u>110</u>	<u>304,200</u>	<u>353,600</u>					
<u>111</u>	<u>304,600</u>							<u>111</u>	<u>304,600</u>	<u>353,900</u>					
<u>112</u>	<u>304,900</u>							<u>112</u>	<u>304,900</u>	<u>354,200</u>					
<u>113</u>	<u>305,100</u>							<u>113</u>	<u>305,100</u>	<u>354,700</u>					
<u>114</u>	<u>305,300</u>							<u>114</u>	<u>305,300</u>						
<u>115</u>	<u>305,600</u>							<u>115</u>	<u>305,600</u>						

		<u>116</u>		<u>306,000</u>								<u>116</u>		<u>306,000</u>						
		<u>117</u>		<u>306,200</u>								<u>117</u>		<u>306,200</u>						
		<u>118</u>		<u>306,400</u>								<u>118</u>		<u>306,400</u>						
		<u>119</u>		<u>306,700</u>								<u>119</u>		<u>306,700</u>						
		<u>120</u>		<u>307,000</u>								<u>120</u>		<u>307,000</u>						
		<u>121</u>		<u>307,400</u>								<u>121</u>		<u>307,400</u>						
		<u>122</u>		<u>307,600</u>								<u>122</u>		<u>307,600</u>						
		<u>123</u>		<u>307,900</u>								<u>123</u>		<u>307,900</u>						
		<u>124</u>		<u>308,200</u>								<u>124</u>		<u>308,200</u>						
		<u>125</u>		<u>308,500</u>								<u>125</u>		<u>308,500</u>						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	
		<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>			<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>	<u>料月額</u>		
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

備考 この表は、別表第2の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
定年前		円	円	円
再任用	1	185,700	227,700	247,600
短時間	2	187,400	228,500	248,700
勤務職	3	189,100	229,300	249,700
員以外	4	190,800	230,100	250,700
の職員	5	192,500	230,800	251,700
	6	194,200	231,600	252,900
	7	195,800	232,400	254,000
	8	197,400	233,200	255,000
	9	199,000	234,000	256,100
	10	200,500	234,700	257,100
	11	202,000	235,400	258,000
	12	203,500	236,100	258,500
	13	205,000	236,800	259,100
	14	206,500	237,400	259,500
	15	208,000	238,000	259,900

備考 この表は、別表第2の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
定年前		円	円	円
再任用	1	166,500	227,700	244,600
短時間	2	167,700	228,500	245,400
勤務職	3	168,800	229,300	246,200
員以外	4	169,900	230,100	246,900
の職員	5	171,200	230,800	247,600
	6	172,400	231,600	248,700
	7	173,600	232,400	249,700
	8	174,800	233,200	250,700
	9	175,800	234,000	251,700
	10	177,000	234,700	252,900
	11	178,300	235,400	254,000
	12	179,500	236,100	255,000
	13	180,600	236,800	256,100
	14	181,800	237,400	257,100
	15	183,100	238,000	258,000

<u>16</u>	<u>209,500</u>	<u>238,600</u>	<u>260,400</u>
<u>17</u>	<u>211,000</u>	<u>239,200</u>	<u>260,900</u>
<u>18</u>	<u>212,400</u>	<u>239,800</u>	<u>261,400</u>
<u>19</u>	<u>213,800</u>	<u>240,400</u>	<u>261,900</u>
<u>20</u>	<u>215,200</u>	<u>240,900</u>	<u>262,500</u>
<u>21</u>	<u>216,600</u>	<u>241,400</u>	<u>263,300</u>
<u>22</u>	<u>217,700</u>	<u>241,900</u>	<u>263,900</u>
<u>23</u>	<u>218,800</u>	<u>242,400</u>	<u>264,500</u>
<u>24</u>	<u>219,900</u>	<u>242,900</u>	<u>265,300</u>
<u>25</u>	<u>220,900</u>	<u>243,400</u>	<u>266,100</u>
<u>26</u>	<u>221,800</u>	<u>243,900</u>	<u>266,800</u>
<u>27</u>	<u>222,700</u>	<u>244,300</u>	<u>267,400</u>
<u>28</u>	<u>223,600</u>	<u>244,800</u>	<u>268,200</u>
<u>29</u>	<u>224,500</u>	<u>245,400</u>	<u>269,000</u>
<u>30</u>	<u>225,300</u>	<u>245,900</u>	<u>269,700</u>
<u>31</u>	<u>226,100</u>	<u>246,400</u>	<u>270,400</u>
<u>32</u>	<u>226,900</u>	<u>246,800</u>	<u>271,100</u>
<u>33</u>	<u>227,700</u>	<u>247,200</u>	<u>271,800</u>
<u>34</u>	<u>228,400</u>	<u>247,700</u>	<u>272,500</u>
<u>35</u>	<u>229,100</u>	<u>248,200</u>	<u>273,200</u>
<u>36</u>	<u>229,800</u>	<u>248,600</u>	<u>273,900</u>
<u>37</u>	<u>230,500</u>	<u>249,000</u>	<u>274,600</u>

<u>16</u>	<u>184,400</u>	<u>238,600</u>	<u>258,500</u>
<u>17</u>	<u>185,700</u>	<u>239,200</u>	<u>259,100</u>
<u>18</u>	<u>187,400</u>	<u>239,800</u>	<u>259,500</u>
<u>19</u>	<u>189,100</u>	<u>240,400</u>	<u>259,900</u>
<u>20</u>	<u>190,800</u>	<u>240,900</u>	<u>260,400</u>
<u>21</u>	<u>192,500</u>	<u>241,400</u>	<u>260,900</u>
<u>22</u>	<u>194,200</u>	<u>241,900</u>	<u>261,400</u>
<u>23</u>	<u>195,800</u>	<u>242,400</u>	<u>261,900</u>
<u>24</u>	<u>197,400</u>	<u>242,900</u>	<u>262,500</u>
<u>25</u>	<u>199,000</u>	<u>243,400</u>	<u>263,300</u>
<u>26</u>	<u>200,500</u>	<u>243,900</u>	<u>263,900</u>
<u>27</u>	<u>202,000</u>	<u>244,300</u>	<u>264,500</u>
<u>28</u>	<u>203,500</u>	<u>244,800</u>	<u>265,300</u>
<u>29</u>	<u>205,000</u>	<u>245,400</u>	<u>266,100</u>
<u>30</u>	<u>206,500</u>	<u>245,900</u>	<u>266,800</u>
<u>31</u>	<u>208,000</u>	<u>246,400</u>	<u>267,400</u>
<u>32</u>	<u>209,500</u>	<u>246,800</u>	<u>268,200</u>
<u>33</u>	<u>211,000</u>	<u>247,200</u>	<u>269,000</u>
<u>34</u>	<u>212,400</u>	<u>247,700</u>	<u>269,700</u>
<u>35</u>	<u>213,800</u>	<u>248,200</u>	<u>270,400</u>
<u>36</u>	<u>215,200</u>	<u>248,600</u>	<u>271,100</u>
<u>37</u>	<u>216,600</u>	<u>249,000</u>	<u>271,800</u>

	<u>38</u>	<u>231,100</u>	<u>249,500</u>	<u>275,300</u>		<u>38</u>	<u>217,700</u>	<u>249,500</u>	<u>272,500</u>
	<u>39</u>	<u>231,700</u>	<u>250,000</u>	<u>275,900</u>		<u>39</u>	<u>218,800</u>	<u>250,000</u>	<u>273,200</u>
	<u>40</u>	<u>232,300</u>	<u>250,400</u>	<u>276,500</u>		<u>40</u>	<u>219,900</u>	<u>250,400</u>	<u>273,900</u>
	<u>41</u>	<u>233,000</u>	<u>250,800</u>	<u>277,000</u>		<u>41</u>	<u>220,900</u>	<u>250,800</u>	<u>274,600</u>
	<u>42</u>	<u>233,500</u>	<u>251,300</u>	<u>277,500</u>		<u>42</u>	<u>221,800</u>	<u>251,300</u>	<u>275,300</u>
	<u>43</u>	<u>234,000</u>	<u>251,800</u>	<u>278,000</u>		<u>43</u>	<u>222,700</u>	<u>251,800</u>	<u>275,900</u>
	<u>44</u>	<u>234,500</u>	<u>252,200</u>	<u>278,500</u>		<u>44</u>	<u>223,600</u>	<u>252,200</u>	<u>276,500</u>
	<u>45</u>	<u>235,000</u>	<u>252,600</u>	<u>279,000</u>		<u>45</u>	<u>224,500</u>	<u>252,600</u>	<u>277,000</u>
	<u>46</u>	<u>235,400</u>	<u>253,000</u>	<u>279,500</u>		<u>46</u>	<u>225,300</u>	<u>253,000</u>	<u>277,500</u>
	<u>47</u>	<u>235,800</u>	<u>253,400</u>	<u>280,000</u>		<u>47</u>	<u>226,100</u>	<u>253,400</u>	<u>278,000</u>
	<u>48</u>	<u>236,200</u>	<u>253,800</u>	<u>280,400</u>		<u>48</u>	<u>226,900</u>	<u>253,800</u>	<u>278,500</u>
	<u>49</u>	<u>236,600</u>	<u>254,200</u>	<u>280,800</u>		<u>49</u>	<u>227,700</u>	<u>254,200</u>	<u>279,000</u>
	<u>50</u>	<u>236,900</u>	<u>254,600</u>	<u>281,300</u>		<u>50</u>	<u>228,400</u>	<u>254,600</u>	<u>279,500</u>
	<u>51</u>	<u>237,200</u>	<u>255,000</u>	<u>281,700</u>		<u>51</u>	<u>229,100</u>	<u>255,000</u>	<u>280,000</u>
	<u>52</u>	<u>237,500</u>	<u>255,400</u>	<u>282,200</u>		<u>52</u>	<u>229,800</u>	<u>255,400</u>	<u>280,400</u>
	<u>53</u>	<u>237,800</u>	<u>255,800</u>	<u>282,600</u>		<u>53</u>	<u>230,500</u>	<u>255,800</u>	<u>280,800</u>
	<u>54</u>	<u>238,100</u>	<u>256,200</u>	<u>283,100</u>		<u>54</u>	<u>231,100</u>	<u>256,200</u>	<u>281,300</u>
	<u>55</u>	<u>238,400</u>	<u>256,600</u>	<u>283,600</u>		<u>55</u>	<u>231,700</u>	<u>256,600</u>	<u>281,700</u>
	<u>56</u>	<u>238,700</u>	<u>257,000</u>	<u>284,100</u>		<u>56</u>	<u>232,300</u>	<u>257,000</u>	<u>282,200</u>
	<u>57</u>	<u>238,900</u>	<u>257,300</u>	<u>284,600</u>		<u>57</u>	<u>233,000</u>	<u>257,300</u>	<u>282,600</u>
	<u>58</u>	<u>239,200</u>	<u>257,700</u>	<u>285,200</u>		<u>58</u>	<u>233,500</u>	<u>257,700</u>	<u>283,100</u>
	<u>59</u>	<u>239,500</u>	<u>258,100</u>	<u>285,800</u>		<u>59</u>	<u>234,000</u>	<u>258,100</u>	<u>283,600</u>

<u>60</u>	<u>239,700</u>	<u>258,400</u>	<u>286,400</u>
<u>61</u>	<u>239,900</u>	<u>258,700</u>	<u>287,000</u>
<u>62</u>	<u>240,200</u>	<u>259,100</u>	<u>287,600</u>
<u>63</u>	<u>240,500</u>	<u>259,500</u>	<u>288,200</u>
<u>64</u>	<u>240,700</u>	<u>259,800</u>	<u>288,800</u>
<u>65</u>	<u>240,900</u>	<u>260,100</u>	<u>289,300</u>
<u>66</u>	<u>241,200</u>	<u>260,400</u>	<u>289,800</u>
<u>67</u>	<u>241,500</u>	<u>260,700</u>	<u>290,300</u>
<u>68</u>	<u>241,700</u>	<u>260,900</u>	<u>290,800</u>
<u>69</u>	<u>241,900</u>	<u>261,100</u>	<u>291,300</u>
<u>70</u>	<u>242,200</u>	<u>261,400</u>	<u>291,800</u>
<u>71</u>	<u>242,500</u>	<u>261,700</u>	<u>292,200</u>
<u>72</u>	<u>242,700</u>	<u>261,900</u>	<u>292,600</u>
<u>73</u>	<u>242,900</u>	<u>262,100</u>	<u>293,000</u>
<u>74</u>	<u>243,200</u>	<u>262,400</u>	<u>293,400</u>
<u>75</u>	<u>243,500</u>	<u>262,700</u>	<u>293,800</u>
<u>76</u>	<u>243,700</u>	<u>262,900</u>	<u>294,200</u>
<u>77</u>	<u>243,900</u>	<u>263,100</u>	<u>294,600</u>
<u>78</u>	<u>244,200</u>	<u>263,400</u>	<u>295,000</u>
<u>79</u>	<u>244,500</u>	<u>263,700</u>	<u>295,400</u>
<u>80</u>	<u>244,700</u>	<u>263,900</u>	<u>295,900</u>
<u>81</u>	<u>244,900</u>	<u>264,100</u>	<u>296,200</u>

<u>60</u>	<u>234,500</u>	<u>258,400</u>	<u>284,100</u>
<u>61</u>	<u>235,000</u>	<u>258,700</u>	<u>284,600</u>
<u>62</u>	<u>235,400</u>	<u>259,100</u>	<u>285,200</u>
<u>63</u>	<u>235,800</u>	<u>259,500</u>	<u>285,800</u>
<u>64</u>	<u>236,200</u>	<u>259,800</u>	<u>286,400</u>
<u>65</u>	<u>236,600</u>	<u>260,100</u>	<u>287,000</u>
<u>66</u>	<u>236,900</u>	<u>260,400</u>	<u>287,600</u>
<u>67</u>	<u>237,200</u>	<u>260,700</u>	<u>288,200</u>
<u>68</u>	<u>237,500</u>	<u>260,900</u>	<u>288,800</u>
<u>69</u>	<u>237,800</u>	<u>261,100</u>	<u>289,300</u>
<u>70</u>	<u>238,100</u>	<u>261,400</u>	<u>289,800</u>
<u>71</u>	<u>238,400</u>	<u>261,700</u>	<u>290,300</u>
<u>72</u>	<u>238,700</u>	<u>261,900</u>	<u>290,800</u>
<u>73</u>	<u>238,900</u>	<u>262,100</u>	<u>291,300</u>
<u>74</u>	<u>239,200</u>	<u>262,400</u>	<u>291,800</u>
<u>75</u>	<u>239,500</u>	<u>262,700</u>	<u>292,200</u>
<u>76</u>	<u>239,700</u>	<u>262,900</u>	<u>292,600</u>
<u>77</u>	<u>239,900</u>	<u>263,100</u>	<u>293,000</u>
<u>78</u>	<u>240,200</u>	<u>263,400</u>	<u>293,400</u>
<u>79</u>	<u>240,500</u>	<u>263,700</u>	<u>293,800</u>
<u>80</u>	<u>240,700</u>	<u>263,900</u>	<u>294,200</u>
<u>81</u>	<u>240,900</u>	<u>264,100</u>	<u>294,600</u>

<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>264,400</u>	<u>296,700</u>
<u>83</u>	<u>245,400</u>	<u>264,700</u>	<u>297,200</u>
<u>84</u>	<u>245,700</u>	<u>264,900</u>	<u>297,700</u>
<u>85</u>	<u>245,900</u>	<u>265,100</u>	<u>298,000</u>
<u>86</u>	<u>246,100</u>	<u>265,300</u>	<u>298,500</u>
<u>87</u>	<u>246,400</u>	<u>265,600</u>	<u>299,000</u>
<u>88</u>	<u>246,700</u>	<u>265,900</u>	<u>299,300</u>
<u>89</u>	<u>246,900</u>	<u>266,100</u>	<u>299,700</u>
<u>90</u>	<u>247,200</u>	<u>266,300</u>	<u>300,200</u>
<u>91</u>	<u>247,500</u>	<u>266,600</u>	<u>300,700</u>
<u>92</u>	<u>247,700</u>	<u>266,800</u>	<u>301,200</u>
<u>93</u>	<u>247,900</u>	<u>267,100</u>	<u>301,500</u>
<u>94</u>	<u>248,200</u>	<u>267,400</u>	<u>301,900</u>
<u>95</u>	<u>248,500</u>	<u>267,700</u>	<u>302,400</u>
<u>96</u>	<u>248,700</u>	<u>267,900</u>	<u>302,900</u>
<u>97</u>	<u>248,900</u>	<u>268,100</u>	<u>303,300</u>
<u>98</u>	<u>249,200</u>	<u>268,400</u>	<u>303,700</u>
<u>99</u>	<u>249,500</u>	<u>268,600</u>	<u>304,000</u>
<u>100</u>	<u>249,700</u>	<u>268,900</u>	<u>304,300</u>
<u>101</u>	<u>249,900</u>	<u>269,100</u>	<u>304,600</u>
<u>102</u>	<u>250,200</u>	<u>269,300</u>	<u>305,000</u>
<u>103</u>	<u>250,500</u>	<u>269,600</u>	<u>305,300</u>

<u>82</u>	<u>241,200</u>	<u>264,400</u>	<u>295,000</u>
<u>83</u>	<u>241,500</u>	<u>264,700</u>	<u>295,400</u>
<u>84</u>	<u>241,700</u>	<u>264,900</u>	<u>295,900</u>
<u>85</u>	<u>241,900</u>	<u>265,100</u>	<u>296,200</u>
<u>86</u>	<u>242,200</u>	<u>265,300</u>	<u>296,700</u>
<u>87</u>	<u>242,500</u>	<u>265,600</u>	<u>297,200</u>
<u>88</u>	<u>242,700</u>	<u>265,900</u>	<u>297,700</u>
<u>89</u>	<u>242,900</u>	<u>266,100</u>	<u>298,000</u>
<u>90</u>	<u>243,200</u>	<u>266,300</u>	<u>298,500</u>
<u>91</u>	<u>243,500</u>	<u>266,600</u>	<u>299,000</u>
<u>92</u>	<u>243,700</u>	<u>266,800</u>	<u>299,300</u>
<u>93</u>	<u>243,900</u>	<u>267,100</u>	<u>299,700</u>
<u>94</u>	<u>244,200</u>	<u>267,400</u>	<u>300,200</u>
<u>95</u>	<u>244,500</u>	<u>267,700</u>	<u>300,700</u>
<u>96</u>	<u>244,700</u>	<u>267,900</u>	<u>301,200</u>
<u>97</u>	<u>244,900</u>	<u>268,100</u>	<u>301,500</u>
<u>98</u>	<u>245,200</u>	<u>268,400</u>	<u>301,900</u>
<u>99</u>	<u>245,400</u>	<u>268,600</u>	<u>302,400</u>
<u>100</u>	<u>245,700</u>	<u>268,900</u>	<u>302,900</u>
<u>101</u>	<u>245,900</u>	<u>269,100</u>	<u>303,300</u>
<u>102</u>	<u>246,100</u>	<u>269,300</u>	<u>303,700</u>
<u>103</u>	<u>246,400</u>	<u>269,600</u>	<u>304,000</u>

	<u>104</u>	<u>250,700</u>	<u>269,900</u>	<u>305,700</u>		<u>104</u>	<u>246,700</u>	<u>269,900</u>	<u>304,300</u>
	<u>105</u>	<u>250,900</u>	<u>270,100</u>	<u>306,000</u>		<u>105</u>	<u>246,900</u>	<u>270,100</u>	<u>304,600</u>
	<u>106</u>		<u>270,300</u>	<u>306,400</u>		<u>106</u>	<u>247,200</u>	<u>270,300</u>	<u>305,000</u>
	<u>107</u>		<u>270,600</u>	<u>306,800</u>		<u>107</u>	<u>247,500</u>	<u>270,600</u>	<u>305,300</u>
	<u>108</u>		<u>270,800</u>	<u>307,100</u>		<u>108</u>	<u>247,700</u>	<u>270,800</u>	<u>305,700</u>
	<u>109</u>		<u>271,100</u>	<u>307,300</u>		<u>109</u>	<u>247,900</u>	<u>271,100</u>	<u>306,000</u>
	<u>110</u>		<u>271,400</u>	<u>307,600</u>		<u>110</u>	<u>248,200</u>	<u>271,400</u>	<u>306,400</u>
	<u>111</u>		<u>271,700</u>	<u>307,900</u>		<u>111</u>	<u>248,500</u>	<u>271,700</u>	<u>306,800</u>
	<u>112</u>		<u>271,900</u>	<u>308,100</u>		<u>112</u>	<u>248,700</u>	<u>271,900</u>	<u>307,100</u>
	<u>113</u>		<u>272,100</u>	<u>308,300</u>		<u>113</u>	<u>248,900</u>	<u>272,100</u>	<u>307,300</u>
	<u>114</u>		<u>272,400</u>	<u>308,600</u>		<u>114</u>	<u>249,200</u>	<u>272,400</u>	<u>307,600</u>
	<u>115</u>		<u>272,600</u>	<u>308,900</u>		<u>115</u>	<u>249,500</u>	<u>272,600</u>	<u>307,900</u>
	<u>116</u>		<u>272,800</u>	<u>309,100</u>		<u>116</u>	<u>249,700</u>	<u>272,800</u>	<u>308,100</u>
	<u>117</u>		<u>273,100</u>	<u>309,300</u>		<u>117</u>	<u>249,900</u>	<u>273,100</u>	<u>308,300</u>
	<u>118</u>		<u>273,400</u>	<u>309,600</u>		<u>118</u>	<u>250,200</u>	<u>273,400</u>	<u>308,600</u>
	<u>119</u>		<u>273,700</u>	<u>309,900</u>		<u>119</u>	<u>250,500</u>	<u>273,700</u>	<u>308,900</u>
	<u>120</u>		<u>273,900</u>	<u>310,100</u>		<u>120</u>	<u>250,700</u>	<u>273,900</u>	<u>309,100</u>
	<u>121</u>		<u>274,100</u>	<u>310,300</u>		<u>121</u>	<u>250,900</u>	<u>274,100</u>	<u>309,300</u>
	<u>122</u>		<u>274,300</u>	<u>310,600</u>		<u>122</u>		<u>274,300</u>	<u>309,600</u>
	<u>123</u>		<u>274,600</u>	<u>310,900</u>		<u>123</u>		<u>274,600</u>	<u>309,900</u>
	<u>124</u>		<u>274,900</u>	<u>311,100</u>		<u>124</u>		<u>274,900</u>	<u>310,100</u>
	<u>125</u>		<u>275,100</u>	<u>311,300</u>		<u>125</u>		<u>275,100</u>	<u>310,300</u>

	<u>126</u>		<u>275,300</u>	<u>311,600</u>
	<u>127</u>		<u>275,600</u>	<u>311,900</u>
	<u>128</u>		<u>275,900</u>	<u>312,100</u>
	<u>129</u>		<u>276,100</u>	<u>312,300</u>
	<u>130</u>		<u>276,300</u>	
	<u>131</u>		<u>276,600</u>	
	<u>132</u>		<u>276,900</u>	
	<u>133</u>		<u>277,100</u>	
	<u>134</u>		<u>277,300</u>	
	<u>135</u>		<u>277,600</u>	
	<u>136</u>		<u>277,900</u>	
	<u>137</u>		<u>278,100</u>	
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用		円	円	円
短時間		<u>197,900</u>	<u>209,000</u>	<u>227,500</u>
勤務職員				

備考 この表は用務員、調理員その他の職員で町長が定めるものに適用する。

	<u>126</u>		<u>275,300</u>	<u>310,600</u>
	<u>127</u>		<u>275,600</u>	<u>310,900</u>
	<u>128</u>		<u>275,900</u>	<u>311,100</u>
	<u>129</u>		<u>276,100</u>	<u>311,300</u>
	<u>130</u>		<u>276,300</u>	<u>311,600</u>
	<u>131</u>		<u>276,600</u>	<u>311,900</u>
	<u>132</u>		<u>276,900</u>	<u>312,100</u>
	<u>133</u>		<u>277,100</u>	<u>312,300</u>
	<u>134</u>		<u>277,300</u>	
	<u>135</u>		<u>277,600</u>	
	<u>136</u>		<u>277,900</u>	
	<u>137</u>		<u>278,100</u>	
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用		円	円	円
短時間		<u>197,900</u>	<u>209,000</u>	<u>227,500</u>
勤務職員				

備考 この表は用務員、調理員その他の職員で町長が定めるものに適用する。

(美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年美浜町条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 第5条 〔略〕 2～6 〔略〕 7 美浜町職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第11条、 第12条 並びに第2条改正後給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 〔略〕	附則 第5条 〔略〕 2～6 〔略〕 7 美浜町職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第11条 から第14条まで 並びに第2条改正後給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 〔略〕

(美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浜町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報酬の基準) 第3条 職員の報酬の基準となる金額(以下「基準額」という。)は、別表第1に定める報酬表によるものとする。 2 〔略〕	(報酬の基準) 第3条 職員の報酬の基準となる金額は、別表第1に定める報酬表によるものとする。 2 〔略〕

(<u>地域手当に相当する報酬</u>) <u>第5条の2 職員に地域手当に相当する報酬を支給する。</u> <u>2 美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号。以下「給与条例」という。)第13条の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第2項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「基準額」とする。</u> (職員の報酬) 第6条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前3項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、<u>地域手当に相当する報酬の額を加算した額</u>(以下同じ。)とする。 5 〔略〕 (初任給調整に係る報酬) 第8条 <u>給与条例</u>第11条の規定に該当する職員には、同条に規定する手当に相当する報酬を支給する。 (期末手当) 第14条 〔略〕	〔新設〕 (職員の報酬) 第6条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前3項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額(以下同じ。)とする。 5 〔略〕 (初任給調整に係る報酬) 第8条 <u>美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号。以下「給与条例」という。)</u>第11条の規定に該当する職員には、同条に規定する手当に相当する報酬を支給する。 (期末手当) 第14条 〔略〕
--	--

2・3 〔略〕

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

5・6 〔略〕

(勤勉手当)

第14条の2 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 〔略〕

別表第1(第3条関係)

報酬表

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
<u>1</u>	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>
<u>2</u>	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>

2・3 〔略〕

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

5・6 〔略〕

(勤勉手当)

第14条の2 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 〔略〕

別表第1(第3条関係)

報酬表

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
<u>1</u>	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>
<u>2</u>	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>

<u>3</u>	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>
<u>4</u>	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>
<u>5</u>	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>
<u>6</u>	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>
<u>7</u>	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>
<u>8</u>	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>
<u>9</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>
<u>10</u>	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>
<u>11</u>	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>
<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>
<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>
<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>
<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>
<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>
<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>
<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>
<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>
<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>
<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>
<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>
<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>
<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>

<u>3</u>	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>
<u>4</u>	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>
<u>5</u>	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>
<u>6</u>	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>
<u>7</u>	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>
<u>8</u>	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>
<u>9</u>	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>
<u>10</u>	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>
<u>11</u>	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>
<u>12</u>	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>
<u>13</u>	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>
<u>14</u>	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>
<u>15</u>	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>
<u>16</u>	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>
<u>17</u>	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>
<u>18</u>	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>
<u>19</u>	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>
<u>20</u>	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>
<u>21</u>	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>
<u>22</u>	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
<u>23</u>	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
<u>24</u>	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>

<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>
<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>
<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>
<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>

<u>25</u>	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
<u>26</u>	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>
<u>27</u>	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>
<u>28</u>	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>
<u>29</u>	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>
<u>30</u>	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>
<u>31</u>	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>
<u>32</u>	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>
<u>33</u>	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>
<u>34</u>	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
<u>35</u>	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
<u>36</u>	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
<u>37</u>	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
<u>38</u>	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
<u>39</u>	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
<u>40</u>	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
<u>41</u>	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
<u>42</u>	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>
<u>43</u>	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
<u>44</u>	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
<u>45</u>	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
<u>46</u>	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>

<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>
<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>
<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>
<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>
<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>
<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>
<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>
<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>
<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>

<u>47</u>	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>
<u>48</u>	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
<u>49</u>	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
<u>50</u>	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
<u>51</u>	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>
<u>52</u>	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
<u>53</u>	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
<u>54</u>	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>
<u>55</u>	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
<u>56</u>	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>
<u>57</u>	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>
<u>58</u>	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
<u>59</u>	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
<u>60</u>	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>
<u>61</u>	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>
<u>62</u>	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>
<u>63</u>	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>
<u>64</u>	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>
<u>65</u>	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>
<u>66</u>	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>
<u>67</u>	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>
<u>68</u>	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>

<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>
<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>
<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>
<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>
<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>
<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>
<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>

<u>69</u>	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>
<u>70</u>	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>
<u>71</u>	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
<u>72</u>	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
<u>73</u>	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>
<u>74</u>	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
<u>75</u>	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
<u>76</u>	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>
<u>77</u>	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
<u>78</u>	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
<u>79</u>	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
<u>80</u>	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
<u>81</u>	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
<u>83</u>	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
<u>84</u>	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
<u>85</u>	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
<u>86</u>	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>
<u>87</u>	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
<u>88</u>	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>
<u>89</u>	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
<u>90</u>	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>

<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>
<u>94</u>		<u>299,400</u>
<u>95</u>		<u>299,700</u>
<u>96</u>		<u>300,100</u>
<u>97</u>		<u>300,300</u>
<u>98</u>		<u>300,600</u>
<u>99</u>		<u>301,000</u>
<u>100</u>		<u>301,400</u>
<u>101</u>		<u>301,600</u>
<u>102</u>		<u>301,900</u>
<u>103</u>		<u>302,200</u>
<u>104</u>		<u>302,500</u>
<u>105</u>		<u>302,700</u>
<u>106</u>		<u>303,000</u>
<u>107</u>		<u>303,300</u>
<u>108</u>		<u>303,600</u>
<u>109</u>		<u>303,800</u>
<u>110</u>		<u>304,200</u>
<u>111</u>		<u>304,600</u>
<u>112</u>		<u>304,900</u>

<u>91</u>	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
<u>92</u>	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>
<u>93</u>	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
<u>94</u>		<u>295,900</u>
<u>95</u>		<u>296,200</u>
<u>96</u>		<u>296,600</u>
<u>97</u>		<u>296,800</u>
<u>98</u>		<u>297,100</u>
<u>99</u>		<u>297,500</u>
<u>100</u>		<u>297,900</u>
<u>101</u>		<u>298,100</u>
<u>102</u>		<u>298,400</u>
<u>103</u>		<u>298,800</u>
<u>104</u>		<u>299,100</u>
<u>105</u>		<u>299,300</u>
<u>106</u>		<u>299,600</u>
<u>107</u>		<u>300,000</u>
<u>108</u>		<u>300,300</u>
<u>109</u>		<u>300,500</u>
<u>110</u>		<u>300,900</u>
<u>111</u>		<u>301,300</u>
<u>112</u>		<u>301,600</u>

<u>113</u>		<u>305,100</u>	<u>113</u>		<u>301,800</u>
<u>114</u>		<u>305,300</u>	<u>114</u>		<u>302,000</u>
<u>115</u>		<u>305,600</u>	<u>115</u>		<u>302,300</u>
<u>116</u>		<u>306,000</u>	<u>116</u>		<u>302,700</u>
<u>117</u>		<u>306,200</u>	<u>117</u>		<u>302,900</u>
<u>118</u>		<u>306,400</u>	<u>118</u>		<u>303,100</u>
<u>119</u>		<u>306,700</u>	<u>119</u>		<u>303,400</u>
<u>120</u>		<u>307,000</u>	<u>120</u>		<u>303,700</u>
<u>121</u>		<u>307,400</u>	<u>121</u>		<u>304,100</u>
<u>122</u>		<u>307,600</u>	<u>122</u>		<u>304,300</u>
<u>123</u>		<u>307,900</u>	<u>123</u>		<u>304,600</u>
<u>124</u>		<u>308,200</u>	<u>124</u>		<u>304,900</u>
<u>125</u>		<u>308,500</u>	<u>125</u>		<u>305,200</u>

(美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年美浜町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務	(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末

手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

2・3 〔略〕

(地域手当)

第7条の2 給与条例第13条の規定は、職員について準用する。この場合において、同条第2項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「給料の月額」とする。

(期末手当)

第13条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。

6 〔略〕

(勤勉手当)

第13条の2 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任

手当及び勤勉手当をいう。

2・3 〔略〕

〔新設〕

(期末手当)

第13条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額とする。

6 〔略〕

(勤勉手当)

第13条の2 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任

命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 〔略〕

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 第9条の規定により準用する給与条例第16条、第10条の規定により準用する給与条例第17条及び第11条の規定により準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに町長が規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

別表第1(第3条関係)

給料表

職務の級	1級	2級
------	----	----

命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額とする。

4・5 〔略〕

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 第9条の規定により準用する給与条例第16条、第10条の規定により準用する給与条例第17条及び第11条の規定により準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び町長が規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

別表第1(第3条関係)

給料表

職務の級	1級	2級
------	----	----

号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	183,500	230,000	1	162,100	208,000
2	184,600	231,500	2	163,200	209,700
3	185,800	233,000	3	164,400	211,400
4	186,900	234,500	4	165,500	212,900
5	188,000	236,000	5	166,600	214,400
6	189,700	237,500	6	167,700	216,200
7	191,300	239,000	7	168,800	217,900
8	192,900	240,500	8	169,900	219,600
9	194,500	242,000	9	170,900	221,100
10	196,200	243,400	10	172,300	222,600
11	197,800	244,800	11	173,600	224,100
12	199,400	246,200	12	174,900	225,600
13	201,000	247,400	13	176,100	226,800
14	202,700	248,600	14	177,600	228,200
15	204,400	249,800	15	179,100	229,600
16	206,100	251,000	16	180,700	231,000
17	207,400	252,100	17	181,800	232,400
18	209,000	253,200	18	183,200	234,000
19	210,600	254,300	19	184,600	235,500
20	212,100	255,400	20	186,000	236,900

21	213,600	256,400	21	187,300	238,100
22	215,200	257,400	22	189,600	239,700
23	216,800	258,400	23	191,800	241,200
24	218,400	259,400	24	194,000	242,600
25	220,000	260,400	25	196,200	243,600
26	221,700	261,300	26	197,900	245,100
27	223,000	262,200	27	199,400	246,400
28	224,300	263,100	28	200,900	247,600
29	225,600	263,900	29	202,400	248,700
30	226,700	264,700	30	203,800	249,700
31	227,800	265,500	31	205,200	250,600
32	228,900	266,300	32	206,600	251,500
33	230,000	267,000	33	208,000	252,400
34	231,100	267,800	34	209,300	253,300
35	232,200	268,600	35	210,600	254,100
36	233,300	269,300	36	211,900	254,900
37	234,400	270,000	37	213,200	255,600
38	235,400	270,800	38	214,400	256,700
39	236,400	271,600	39	215,600	257,900
40	237,300	272,300	40	216,700	259,000
41	238,200	273,000	41	217,800	260,200
42	239,100	273,800	42	218,900	261,400

43	239,900	274,600	43	219,900	262,500
44	240,700	275,300	44	220,900	263,600
45	241,400	276,000	45	221,800	264,700
46	242,000	276,700	46	222,700	265,800
47	242,600	277,400	47	223,600	266,900
48	243,200	278,100	48	224,500	267,900
49	243,800	278,800	49	225,400	268,900
50	244,400	279,500	50	226,300	269,900
51	245,000	280,200	51	227,200	270,900
52	245,500	280,900	52	228,100	271,800
53	246,000	281,500	53	228,900	272,700
54	246,400	282,200	54	229,800	273,600
55	246,700	282,800	55	230,700	274,500
56	247,000	283,500	56	231,500	275,400
57	247,300	284,100	57	231,800	276,300
58	247,600	284,800	58	232,600	277,200
59	247,900	285,400	59	233,300	278,100
60	248,200	286,100	60	233,900	279,000
61	248,500	286,700	61	234,500	280,000
62	248,800	287,400	62	235,200	281,000
63	249,100	288,000	63	235,800	281,900
64	249,400	288,500	64	236,300	282,800

65	249,700	289,000	65	236,800	283,300
66	250,000	289,600	66	237,300	284,000
67	250,300	290,100	67	237,800	284,700
68	250,600	290,700	68	238,400	285,600
69	250,900	291,200	69	238,900	286,600
70	251,200	291,700	70	239,400	287,400
71	251,500	292,300	71	239,900	288,200
72	251,800	292,900	72	240,400	289,000
73	252,100	293,400	73	240,900	289,700
74	252,400	293,900	74	241,400	290,200
75	252,700	294,300	75	241,800	290,600
76	253,000	294,600	76	242,300	291,000
77	253,300	294,800	77	242,800	291,200
78	253,600	295,100	78	243,300	291,500
79	253,900	295,300	79	243,800	291,700
80	254,200	295,600	80	244,300	292,000
81	254,500	295,800	81	244,700	292,200
82	254,800	296,000	82	245,200	292,400
83	255,100	296,300	83	245,600	292,700
84	255,400	296,500	84	246,000	292,900
85	255,700	296,800	85	246,400	293,200
86	256,000	297,100	86	246,800	293,500

<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>87</u>	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>88</u>	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>89</u>	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>90</u>	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>91</u>	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>92</u>	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>93</u>	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>94</u>		<u>295,900</u>
<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>95</u>		<u>296,200</u>
<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>96</u>		<u>296,600</u>
<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>97</u>		<u>296,800</u>
<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>98</u>		<u>297,100</u>
<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>99</u>		<u>297,500</u>
<u>100</u>		<u>301,400</u>	<u>100</u>		<u>297,900</u>
<u>101</u>		<u>301,600</u>	<u>101</u>		<u>298,100</u>
<u>102</u>		<u>301,900</u>	<u>102</u>		<u>298,400</u>
<u>103</u>		<u>302,200</u>	<u>103</u>		<u>298,800</u>
<u>104</u>		<u>302,500</u>	<u>104</u>		<u>299,100</u>
<u>105</u>		<u>302,700</u>	<u>105</u>		<u>299,300</u>
<u>106</u>		<u>303,000</u>	<u>106</u>		<u>299,600</u>
<u>107</u>		<u>303,300</u>	<u>107</u>		<u>300,000</u>
<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>108</u>		<u>300,300</u>

<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>109</u>		<u>300,500</u>
<u>110</u>		<u>304,200</u>	<u>110</u>		<u>300,900</u>
<u>111</u>		<u>304,600</u>	<u>111</u>		<u>301,300</u>
<u>112</u>		<u>304,900</u>	<u>112</u>		<u>301,600</u>
<u>113</u>		<u>305,100</u>	<u>113</u>		<u>301,800</u>
<u>114</u>		<u>305,300</u>	<u>114</u>		<u>302,000</u>
<u>115</u>		<u>305,600</u>	<u>115</u>		<u>302,300</u>
<u>116</u>		<u>306,000</u>	<u>116</u>		<u>302,700</u>
<u>117</u>		<u>306,200</u>	<u>117</u>		<u>302,900</u>
<u>118</u>		<u>306,400</u>	<u>118</u>		<u>303,100</u>
<u>119</u>		<u>306,700</u>	<u>119</u>		<u>303,400</u>
<u>120</u>		<u>307,000</u>	<u>120</u>		<u>303,700</u>
<u>121</u>		<u>307,400</u>	<u>121</u>		<u>304,100</u>
<u>122</u>		<u>307,600</u>	<u>122</u>		<u>304,300</u>
<u>123</u>		<u>307,900</u>	<u>123</u>		<u>304,600</u>
<u>124</u>		<u>308,200</u>	<u>124</u>		<u>304,900</u>
<u>125</u>		<u>308,500</u>	<u>125</u>		<u>305,200</u>

(美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年美浜町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、宿日直手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (扶養手当) 第6条 〔略〕 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 〔削る〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕 (4) 重度心身障害者 (地域手当) 第6条の2 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に支給する。	(給与の種類) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、宿日直手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (扶養手当) 第6条 〔略〕 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> (2) 〔略〕 (3) 〔略〕 (4) 〔略〕 <u>(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で管理者が定めるもの</u> 〔新設〕

(住居手当)

第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 〔略〕

(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が定めるものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員(次項において「管理監督職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)又は休日等において勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第21条 第5条、第6条及び第15条から第17条までの規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(住居手当)

第6条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 〔略〕

(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定めるものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員(次項において「管理監督職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)又は休日等において勤務する場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第21条 第5条、第6条、**第6条の2、第7条の2**及び第15条から第17条までの規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第5条、第6条、 第6条の3 、第7条の2及び第15条から第17条までの規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。	2 第5条、第6条、 第6条の2 、第7条の2及び第15条から第17条までの規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。
--	--

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年美浜町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(派遣職員の給与) 第5条 法第6条第2項に規定する場合においては、派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。次条から第8条までにおいて同じ。)に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 (企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類) 第9条 法第6条第2項に規定する場合においては、企業職員又は単純労務	(派遣職員の給与) 第5条 法第6条第2項に規定する場合においては、派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。次条から第8条までにおいて同じ。)に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 (企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類) 第9条 法第6条第2項に規定する場合においては、企業職員又は単純労務

職員である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、 <u>地域手当</u> 、住居手当及び期末手当を支給することができる。	職員である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。
---	---

(美浜町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 美浜町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年美浜町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲内において任命権者が定める期間、その発令の日に受ける給料<u>及びこれに対する地域手当の合計額</u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浜町条例第10号)第6条に規定する報酬の額))の10分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料<u>及びこれに対する地域手当の合計額</u>の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲内において任命権者が定める期間、その発令の日に受ける給料(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浜町条例第10号)第6条に規定する報酬の額))の10分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において美浜町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、第1条改正後給与条例第13条第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の8を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

2 町長は、前項の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手当の割合が令和10年4月1日以降に適用される新たな割合への円滑な移行を図る

ためのものであることを踏まえ、割合の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、割合の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 第1条改正後給与条例第15条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、町長が規則で定める。

(美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 美浜町職員の育児休業等に関する条例(平成4年美浜町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年美浜町条例第1号)第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して	第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年美浜町条例第1号)第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

		得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする			得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第6条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第6条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第15条第2項第2号	定年前再任用 短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務職員」という。)	第15条第2項第2号	定年前再任用 短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務職員」という。)
第16条第3項及び第4項ただし書	定年前再任用 短時間勤務職員	短時間勤務職員	第16条第3項及び第4項ただし書	定年前再任用 短時間勤務職員	短時間勤務職員
第24条の2	定年前再任用 短時間勤務職員	短時間勤務職員	第24条の2	定年前再任用 短時間勤務職員	短時間勤務職員
	第11条及び第12条	第11条、第12条、第14条及び第15条の2		第11条から第14条まで	第11条から第14条まで及び第15条の2

附則別表 号給の切替表(附則第2条関係)

ア 行政職給料表(1)の号給の切替表

旧号級	新号級					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1

4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3

32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	

60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			

88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 行政職給料表(2)の号給の切替表

旧号級	新号級	
	1 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	2
7	1	3
8	1	4
9	1	5
10	1	6
11	1	7
12	1	8
13	1	9
14	1	10
15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	2	14
19	3	15
20	4	16
21	5	17
22	6	18
23	7	19
24	8	20
25	9	21

26	10	22
27	11	23
28	12	24
29	13	25
30	14	26
31	15	27
32	16	28
33	17	29
34	18	30
35	19	31
36	20	32
37	21	33
38	22	34
39	23	35
40	24	36
41	25	37
42	26	38
43	27	39
44	28	40
45	29	41
46	30	42
47	31	43
48	32	44
49	33	45
50	34	46
51	35	47
52	36	48
53	37	49

54	38	50
55	39	51
56	40	52
57	41	53
58	42	54
59	43	55
60	44	56
61	45	57
62	46	58
63	47	59
64	48	60
65	49	61
66	50	62
67	51	63
68	52	64
69	53	65
70	54	66
71	55	67
72	56	68
73	57	69
74	58	70
75	59	71
76	60	72
77	61	73
78	62	74
79	63	75
80	64	76
81	65	77

82	66	78
83	67	79
84	68	80
85	69	81
86	70	82
87	71	83
88	72	84
89	73	85
90	74	86
91	75	87
92	76	88
93	77	89
94	78	90
95	79	91
96	80	92
97	81	93
98	82	94
99	83	95
100	84	96
101	85	97
102	86	98
103	87	99
104	88	100
105	89	101
106	90	102
107	91	103
108	92	104
109	93	105

110	94	106
111	95	107
112	96	108
113	97	109
114	98	110
115	99	111
116	100	112
117	101	113
118	102	114
119	103	115
120	104	116
121	105	117
122		118
123		119
124		120
125		121
126		122
127		123
128		124
129		125
130		126
131		127
132		128
133		129

議案第 12 号

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。また、期末手当の加算額を増額するためである。

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和30年美浜町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、給料月額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額を加えた額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。	(期末手当) 第8条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、給料月額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を加えた額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。また、期末手当の加算額を増額するためである。

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和42年美浜町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等に当たっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。	(期末手当) 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等に当たっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 14 号

美浜町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正
する条例について

美浜町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部を改正する法律に伴い、本
条例を改正する必要があるからである。

美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例(昭和30年美浜町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休職の効果) 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は前2項の規定による休職の期間が経過したとき、<u>又は</u>第1項の規定による休職の期間中であってもその事故が消滅したと認められるときは速やかに復職を命じなければならない。ただし、法<u>第16条第1号</u>の規定に該当するに至ったときはこの限りでない。 4 〔略〕 <u>第6条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</u> <u>2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。</u> (委任) <u>第7条</u> 〔略〕	(休職の効果) 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は前2項の規定による休職の期間が経過したとき<u>若しくは</u>第1項の規定による休職の期間中であってもその事故が消滅したと認められるときは速やかに復職を命じなければならない。ただし、法<u>第16条第2号</u>の規定に該当するに至ったときはこの限りでない。 4 〔略〕 〔新設〕 (委任) <u>第6条</u> 〔略〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業
等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う
労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必
要があるからである。

美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年美浜町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 〔略〕 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 〔略〕 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「**小学校就学**の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「**3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「**小学校就学前**の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求**

5 〔略〕

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 〔略〕

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)

をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 〔略〕

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 〔略〕

〔新設〕

<u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	〔新設〕
--	-------------

（美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 美浜町職員の育児休業等に関する条例(平成4年美浜町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（部分休業の承認） 第20条 〔略〕 2 〔略〕 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じ	（部分休業の承認） 第20条 〔略〕 2 〔略〕 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じ

た時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

た時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 16 号

美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

美浜町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、美浜町消防団の再編に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町消防団条例の一部を改正する条例

美浜町消防団条例(昭和41年美浜町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第4条 団員の定員は <u>194人</u> とする。	(定員) 第4条 団員の定員は <u>209人</u> とする。

附 則

この条例は、令和7年4月15日から施行する。

議案第 17 号

美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて

美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め
る政令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美浜町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年美浜町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(損害補償を受ける権利) 第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>又は</u>消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、<u>又は</u>応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷	(損害補償を受ける権利) 第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、<u>又は</u>消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し<u>又は</u>応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、

し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、町長は損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 〔略〕

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 消防作業従事者は、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には9,700円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日に

若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、町長は損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 〔略〕

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 消防作業従事者は、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には9,100円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日に

において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養家族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 〔略〕

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

(療養及び療養費の支給)

第7条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 美浜町は前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると美浜町長が認めたとき、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると美浜町長が認めたとき又は非常勤消防団員等が第1項第4号から第6号までに掲げる療養(同項第4号又は第5号に掲げる療養にあって

において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養家族については1人につき333円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 〔略〕

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

(療養及び療養費の支給)

第7条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 美浜町は前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると美浜町長が認めたとき、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると美浜町長が認めたとき、又は非常勤消防団員等が第1項第4号から第6号までに掲げる療養(同項第4号又は第5号に掲げる療養にあって

は、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。)を受けた場合において美浜町長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

(休業補償)

第8条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、美浜町は、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1)・(2) 〔略〕

(損害補償の制限)

第19条 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは美浜町は、損害補償の全部又は一部を行わないことができ

ては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。)を受けた場合において美浜町長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

(休業補償)

第8条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、美浜町は、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1)・(2) 〔略〕

(損害補償の制限)

第19条 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等、若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは美浜町は、損害補償の全部又は一部を行わないことができ

る。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間の当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級に属していた期日とを合算する。

る。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間の当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級に属していた期日とを合算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美浜町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美浜町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 18 号

美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例について

美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する
法律施施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年美浜町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表(第2条関係)								別表(第2条関係)							
退職報償金支給額表								退職報償金支給額表							
階級	勤務年数							階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上		5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満			10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満		
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	
班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>	班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 19 号

美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成25年美浜町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 〔略〕	(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 〔略〕

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 20 号

美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、本条例等を改正する必要があるからである。

美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例

(美浜町道路占用料条例の一部改正)

第1条 美浜町道路占用料条例(昭和54年美浜町条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位円)	占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>930</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>890</u>
	第2種電柱		1,400		第2種電柱		1,400
	第3種電柱		<u>1,900</u>		第3種電柱		<u>1,800</u>
	第1種電話柱		<u>830</u>		第1種電話柱		<u>790</u>
	第2種電話柱		1,300		第2種電話柱		1,300
	第3種電話柱		<u>1,800</u>		第3種電話柱		<u>1,700</u>
	その他の柱類		<u>83</u>		その他の柱類		<u>79</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8	
	地下に設ける電線その他の線類		5	地下に設ける電線その他の線類		5	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>810</u>	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>780</u>	
地下に設ける変圧器	占用面積1平	<u>500</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平	<u>480</u>		

		方メートル1 年につき	
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		<u>700</u>
	広告塔	表示面積1平 方メートル1 年につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	占用面積1平 方メートル1 年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トル1年につき	<u>35</u>
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		<u>50</u>
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		<u>75</u>
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		<u>99</u>
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4		<u>200</u>

		方メートル1 年につき	
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,600</u>
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		<u>670</u>
	広告塔	表示面積1平 方メートル1 年につき	<u>2,500</u>
	その他のもの	占用面積1平 方メートル1 年につき	<u>1,600</u>
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トル1年につき	<u>33</u>
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		<u>48</u>
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		<u>71</u>
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		<u>140</u>
	外径が0.3メートル以上0.4		<u>190</u>

	メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル上0.7メートル未満のもの		<u>350</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>500</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>990</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路		<u>710</u>
	その他のもの		<u>1,700</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
	を除く。）その他のもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>2,400</u>

	メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル上0.7メートル未満のもの		<u>330</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>480</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>950</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,600</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路		<u>740</u>
	その他のもの		<u>1,600</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>25</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>250</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>250</u>
	を除く。）その他のもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>2,500</u>

		方メートル1 年につき	
標識		1本1年につき	1,300
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
幕(令第7 条第4号 に掲げる	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その面積1平 方メートル1 日につき	<u>24</u>
工事用施 設である ものを除 く。)	その他のもの	その面積1平 方メートル1 月につき	<u>240</u>
アーチ	車道を横断するも の	1基1月につき	<u>2,400</u>
	その他のもの		1,200
令第7条第2号 に掲げる工作 物		占用面積1平 方メートル1 年につき	<u>1,700</u>
令第7条第3号 に掲げる施設		占用面積1平 方メートル1 年につき	Aに <u>0.031</u> を乗 じて得た額

		方メートル1 年につき	
標識		1本1年につき	1,300
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本1日につき	<u>25</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>250</u>
幕(令第7 条第4号 に掲げる	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その面積1平 方メートル1 日につき	<u>25</u>
工事用施 設である ものを除 く。)	その他のもの	その面積1平 方メートル1 月につき	<u>250</u>
アーチ	車道を横断するも の	1基1月につき	<u>2,500</u>
	その他のもの		1,200
令第7条第2号 に掲げる工作 物		占用面積1平 方メートル1 年につき	<u>1,600</u>
令第7条第3号 に掲げる施設		占用面積1平 方メートル1 年につき	Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額

令第7条第4号に掲げる工事に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1月につき	<u>170</u>
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
その他の目的に使用する場合		占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額

令第7条第4号に掲げる工事に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	<u>250</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1月につき	<u>160</u>
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
その他の目的に使用する場合		占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するもの

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するもの

とする。 6 占用料の額が、年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月とみなして計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月とみなして計算するものとする。 7 Aとは、近傍類似の土地の地方税法第380条の規定により、町に備えつけられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。	とする。 6 占用料の額が、年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月とみなして計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月とみなして計算するものとする。 7 Aとは、近傍類似の土地の地方税法第380条の規定により、町に備えつけられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。
--	--

(美浜町公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第2条 美浜町公共用物の管理に関する条例(平成12年美浜町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第9条関係)				別表第1(第9条関係)			
使用の種類	区分	単位	使用料 (単位円)	使用の種類	区分	単位	使用料 (単位円)
柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>930</u>	柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>890</u>
	第2種電柱		1,400		第2種電柱		1,400
	第3種電柱		<u>1,900</u>		第3種電柱		<u>1,800</u>

	第1種電話柱		<u>830</u>
	第2種電話柱		1,300
	第3種電話柱		<u>1,800</u>
	その他の柱類		<u>83</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
	地下に設ける電線その他の線類		5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>810</u>
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	<u>500</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>700</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
地下埋設物を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>35</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>50</u>
	外径が0.1メートル以上		<u>75</u>

	第1種電話柱		<u>790</u>
	第2種電話柱		1,300
	第3種電話柱		<u>1,700</u>
	その他の柱類		<u>79</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
	地下に設ける電線その他の線類		5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>780</u>
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	<u>480</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,600</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>670</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,500</u>
地下埋設物を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>33</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>48</u>
	外径が0.1メートル以上		<u>71</u>

	0.15メートル未満のもの				0.15メートル未満のもの				
	外径が0.15メートル以上			99	外径が0.15メートル以上			100	
	0.2メートル未満のもの				0.2メートル未満のもの				
	外径が0.2メートル以上			150	外径が0.2メートル以上			140	
	0.3メートル未満のもの				0.3メートル未満のもの				
	外径が0.3メートル以上			200	外径が0.3メートル以上			190	
	0.4メートル未満のもの				0.4メートル未満のもの				
	外径が0.4メートル以上			350	外径が0.4メートル以上			330	
	0.7メートル未満のもの				0.7メートル未満のもの				
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			500	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			480		
外径が1メートル以上のもの			990	外径が1メートル以上のもの			950		
通路を設置する場合	上空に設ける通路		使用面積1平方メートル1年につき	1,200	通路を設置する場合	上空に設ける通路		使用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路			710		地下に設ける通路			740
露店、商品置場を設置する場合	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1平方メートル1日につき	24	露店、商品置場を設置する場合	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1平方メートル1日につき	25
	その他のもの		使用面積1平方メートル1月につき	240		その他のもの		使用面積1平方メートル1月につき	250
看板類を設置する場合	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240	看板類を設置する場合	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	250

	ものを除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	標識		1本1年につき	1,300
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
		その他のもの		1,200
工事用施設、材料を設置する場合			使用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
その他の目的に使用する場合			使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種

	ものを除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,500</u>
	標識		1本1年につき	1,300
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>25</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>250</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,500</u>
		その他のもの		1,200
工事用施設、材料を設置する場合			使用面積1平方メートル1月につき	<u>250</u>
その他の目的に使用する場合			使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種

電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとみなして計算するものとする。
- 6 使用料の額が、年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月とみなして計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に

電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとみなして計算するものとする。
- 6 使用料の額が、年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月とみなして計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に

係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月とみなして計算するものとする。

- 7 Aとは、近傍類似の土地の地方税法第380条の規定により、町に備えつけられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。

係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月とみなして計算するものとする。

- 7 Aとは、近傍類似の土地の地方税法第380条の規定により、町に備えつけられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。

(美浜町漁港管理条例の一部改正)

第3条 美浜町漁港管理条例(昭和60年美浜町条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表第1(第13条関係)				別表第1(第13条関係)					
漁港施設	区分		単位	占用料 (単位円)	漁港施設	区分		単位	占用料 (単位円)
漁港施設用地	漁港施設を設ける場合		1平方メートル1年につき	300	漁港施設用地	漁港施設を設ける場合		1平方メートル1年につき	300
	柱 類 を 設 け る 場 合	第1種電柱	1本1年につき	<u>930</u>		柱 類 を 設 け る 場 合	第1種電柱	1本1年につき	<u>890</u>
		第2種電柱		1,400			第2種電柱		1,400
		第3種電柱		<u>1,900</u>			第3種電柱		<u>1,800</u>
		第1種電話柱		<u>830</u>			第1種電話柱		<u>790</u>
		第2種電話柱		1,300			第2種電話柱		1,300
		第3種電話柱		<u>1,800</u>			第3種電話柱		<u>1,700</u>

	その他の柱類		<u>83</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
掲示板、広告板その他これらに類するものを設ける場合（電柱等に添加する場合を含む。）	表示面積1平方メートル1年につき		<u>2,400</u>
管 類 を 設 け る 場 合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>35</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>50</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>75</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>99</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未		<u>200</u>

	その他の柱類		<u>79</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
掲示板、広告板その他これらに類するものを設ける場合（電柱等に添加する場合を含む。）	表示面積1平方メートル1年につき		<u>2,500</u>
管 類 を 設 け る 場 合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>33</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>48</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>71</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>140</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未		<u>190</u>

	満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		350
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		500
	外径が1メートル以上のもの		990
その他の工作物を設ける場合	1平方メートル1年につき		670
工作物を設けない場合	1平方メートル1月につき		28

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)

	満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		330
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		480
	外径が1メートル以上のもの		950
その他の工作物を設ける場合	1平方メートル1年につき		670
工作物を設けない場合	1平方メートル1月につき		28

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)

のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 4 占用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるとき(次号に規定する場合を除く。)は、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位とみなして計算する。 5 占用料の額が年額で定められている漁港施設に係る占用の期間が1年未満であるときは、月割をもって計算し、なお、その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月とみなして計算する。	のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 4 占用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるとき(次号に規定する場合を除く。)は、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位とみなして計算する。 5 占用料の額が年額で定められている漁港施設に係る占用の期間が1年未満であるときは、月割をもって計算し、なお、その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月とみなして計算する。
---	---

(美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正)

第4条 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例(平成12年美浜町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第2条関係)	別表第2(第2条関係)

占用の区分		単位	占用料の額 (単位円)
漁港施設を設ける場合		1平方メートル1年につき	200
柱類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>930</u>
	第2種電柱		1,400
	第3種電柱		<u>1,900</u>
	第1種電話柱		<u>830</u>
	第2種電話柱		1,300
	第3種電話柱		<u>1,800</u>
	その他の柱類		<u>83</u>
線類を設置して占用する場合	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
	地下電線その他地下に設ける線類		5
塔類を設置して占用する場合	掲示板、広告板その他これらに類するものを設ける場合 (電柱等に添加する場合を含む。)	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
管類を設置して占用する場合	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>35</u>
	外径0.07メートル以上0.1メ		<u>50</u>

占用の区分		単位	占用料の額 (単位円)
漁港施設を設ける場合		1平方メートル1年につき	200
柱類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>890</u>
	第2種電柱		1,400
	第3種電柱		<u>1,800</u>
	第1種電話柱		<u>790</u>
	第2種電話柱		1,300
	第3種電話柱		<u>1,700</u>
	その他の柱類		<u>79</u>
線類を設置して占用する場合	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
	地下電線その他地下に設ける線類		5
塔類を設置して占用する場合	掲示板、広告板その他これらに類するものを設ける場合 (電柱等に添加する場合を含む。)	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,500</u>
管類を設置して占用する場合	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>33</u>
	外径0.07メートル以上0.1メ		<u>48</u>

メートル未満のもの		
外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>75</u>
外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>99</u>
外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>350</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>500</u>
外径が1メートル以上のもの		<u>990</u>
その他の工作物を設置して占用する場合	1平方メートル1年につき	400
工作物を設けない場合	1平方メートル1月につき	25

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種

メートル未満のもの		
外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>71</u>
外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>
外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>140</u>
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>190</u>
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>330</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>480</u>
外径が1メートル以上のもの		<u>950</u>
その他の工作物を設置して占用する場合	1平方メートル1年につき	400
工作物を設けない場合	1平方メートル1月につき	25

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種

電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に共する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 線類を設ける場合における共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が該当電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 占用面積若しくは表示面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらの面積若しくは長さ又は端数を1平方メートル又は1メートルとみなして計算する。
- 5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月とみなして計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満

電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に共する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 線類を設ける場合における共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が該当電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 占用面積若しくは表示面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらの面積若しくは長さ又は端数を1平方メートル又は1メートルとみなして計算する。
- 5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月とみなして計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満

の端数があるときは1月とみなして計算するものとする。

の端数があるときは1月とみなして計算するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 21 号

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浜町国民健康保険税条例(昭和36年美浜町条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 〔略〕 (税額の軽減) 第23条 町長は次の各号に該当するもののうち必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。 (1) 〔略〕 (2) 次のいずれにも該当する者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 (ア) 健康保険法(<u>大正11年法律第70号</u>)の規定による被保険者。	(課税額) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 〔略〕 (税額の軽減) 第23条 町長は次の各号に該当するもののうち必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。 (1) 〔略〕 (2) 次のいずれにも該当する者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2

ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法(<u>昭和14年法律第73号</u>)の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法(<u>昭和33年法律第128号</u>)又は地方公務員等共済組合法(<u>昭和37年法律第152号</u>)に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 (3) 〔略〕 (国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) 〔略〕 2・3 〔略〕	項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 (3) 〔略〕 (国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) 〔略〕 2・3 〔略〕
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の美浜町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 22 号

美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業を実施するにあたり本条例を制定する必要があるからである。

美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

町道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 10 条第 1 項、第 3 項の規定に基づき道路の路線を別紙のように廃止及び認定する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、本町内の道路の実状を調査し、的確な路線の廃止及び認定の必要があるからである。

町 道 廃 止 路 線

整理 番号	道路の 種類	路線名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な 経過地
			終 点			
1	町道	森越・ 石坂平井線	美浜町大字奥田字儀路 176 番地先から	3.0	2763.31	
			美浜町大字奥田字石坂平井 124-1 番地先まで	30.0		

道 路 認 定 路 線

整理 番号	道路の 種類	路線名	起 点	延長 (m)	重要な経過地
			終 点		
1	町道	運動公園線	美浜町大字奥田字儀路 176-1 番地先から 美浜町大字奥田字至ル谷 31-1 番地先まで	1,085.0	
2	町道	3342 号線	美浜町大字奥田字新入道 1-20 番地先から 美浜町大字奥田字石坂平井 124-1 番地先まで	957.9	